

熊本市公報(契約)

第7号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局契約監理部契約政策課
発行日 令和5年2月3日

目次

○入札公告（熊本市上下水道局庁舎清掃業務委託（長期継続契約））…………… 1

上下水道局契約公告第5号
令和5年2月3日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約について次のとおり条件付一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び熊本市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成24年上下水道局規程第25号。以下「特例規程」という。）第2条において準用する熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成24年規則第102号。以下「特例規則」という。）第5条の規定により公告する。

熊本市上下水道事業管理者 田中 陽礼

1 競争入札に付する事項

(1) 業務委託名

熊本市上下水道局庁舎清掃業務委託（長期継続契約）

(2) 目的及び概要

仕様書のとおり

(3) 履行場所

熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

(4) 履行期間

令和5年（2023年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

※地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約

2 担当部局

〒862-8620

熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

熊本市上下水道局総務部総務課

電話：096-381-4063（直通）

FAX：096-384-4135

3 入札手続の種類及び入札方法等

この案件は、入札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法により入札手続を行う。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731 号）第 5 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者又は熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第 7 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。

さらに、第 1 分類「庁舎管理」・第 2 分類「建物清掃」業務での登録をしていること。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成 21 年告示第 199 号）又は熊本市上下水道局物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（以下これらを「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに熊本市税の滞納がないこと。
- (7) 業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去 3 年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 本件競争入札に事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として競争入札参加資格確認申請書を提出した場合、その組合員は単体として、競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。
本件競争入札に事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員についても併せて(5)及び(8)の要件を満たす者であること。
- (10) 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。
- (11) 建物清掃による収入額の直近 2 年分の平均額が 2 億円以上であること。

5 申請手続等

- (1) 申請書、仕様書、入札説明書等の交付期間及び方法

令和 5 年（2023 年）2 月 3 日（金）から令和 5 年（2023 年）2 月 17 日（金）まで熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、希望する場合は、2 の担当部局（以下「担当部局」という）で配布する（担当部局での配布については、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という）を除く。）。郵送又は電送（ファクシミリ、電子メール等）による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く）。

熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

なお、仕様書等の設計図書については、入札日までの間、2の担当部局において閲覧に供する。

(2) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無について熊本市上下水道事業管理者の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

郵送により提出すること。電送（ファクシミリ、電子メール等）により提出されたものは受け付けない。一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

(ア) 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(イ) 競争入札参加資格審査調書（様式第2号）

(ウ) 水道料金等滞納有無調査承諾書（様式第3号）

イ 提出期限

令和5年（2023年）2月17日（金）午後5時まで

期限までに必着のこと。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

〒862-8620

熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

熊本市上下水道事業管理者（熊本市上下水道局総務部総務課管財班）宛

なお、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「競争入札参加資格確認申請書在中」の旨を明記すること。

オ 留意事項

競争入札参加資格確認申請書は、提出日時点において記載すること。

カ 4(1)の条件を満たしていない者も、申請書及び添付書類を提出できるが、競争に参加するためには熊本市上下水道局総務部総務課に本件入札への参加を希望する旨を告げた上で、平成28年4月1日付け上下水道局契約公告第36号に定めるところにより、同課へ令和5年（2023年）2月17日（金）午後4時までに特例規程第2条において準用する特例規則第4条第1項に規定する入札参加資格に関する審査の申請を行い、審査を受け、かつ、競争参加の資格確認を受けなければならない。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書の交付方法

申請書様式は、熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページに掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する（配布については休日を除く。）。担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）。

熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

郵送又は電送（ファクシミリや電子メール等）による交付は行わない。

(イ) 提出方法

熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱に基づき、競争入札参加資格申請書及び必要書類を持参又は郵送により提出すること。なお、提出の際は封筒に入れ、封筒表面に「特定調達契約に係る参加資格審査申請書在中」、「業務委託名」及び「開札日時」を明記すること。郵送方法については、一般書留又は簡易書留のいずれかによることとし不慮の事故による紛失や遅配については考慮しない。

(ウ) 競争入札（見積）参加資格審査申請書等の作成に用いる言語等

競争入札（見積）参加資格審査申請書及び必要書類は日本語で作成すること。なお、必要書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(エ) 提出先

・持参する場合

2の担当部局

・郵送する場合

〒862-8620

熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

熊本市上下水道事業管理者（熊本市上下水道局総務部総務課管財班）宛

- (3) 競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、5(2)カの申請（特例規則第4条第1項の申請）をする者については、この限りではない。結果（競争入札参加資格がないと認めた場合は、その理由も含む。）については、書面により通知する。

6 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、熊本市上下水道事業管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 熊本市上下水道事業管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 入札説明会

入札説明会は、実施しない。

8 入札説明書、仕様書等に対する質問

- (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）に記載し、持参、ファクシミリ又は電子メールにて提出すること。

ただし、ファクシミリ又は電子メールの場合は、必ず電話により着信を確認すること。

イ 受付期間・受付時間

令和5年(2023年)2月6日(月)から令和5年(2023年)3月7日(火)まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

ファックス：096-384-4135

メールアドレス：suidousoumu@city.kumamoto.lg.jp

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市上下水道局ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和5年(2023年)3月8日(水)までに開始し、令和5年(2023年)3月14日(火)(休日を除く。)までとする

イ 閲覧場所

2の担当部局

9 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとする。

10 入札及び開札等

- (1) 5(3)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札に参加するものとする。なお、郵送により提出すること。電送（ファックス、電子メール等）により提出されたものは受け付けない。一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 郵送期限及び郵送先

- (ア) 令和5年(2023年)3月15日(水)午後5時までに必着すること（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。）。
(イ) 送付先

入札書を封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じもので封筒の全ての継ぎ目に封印し、「業務委託名」、「入札書在中」及び「親展」と記載するとともに、入札参加者名を記載して、次の宛先へ送付すること。

〒862-8620

熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

熊本市上下水道事業管理者（熊本市上下水道局総務部総務課管財班）宛

イ 開札日

令和5年(2023年)3月16日(木)

ウ 入札金額

入札金額は、熊本市上下水道局庁舎清掃業務委託に要する費用の月額とする。

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2回までとする（2回目の入札書の提出については、別途指示する。）。再入札書の提出がなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。
- (4) 入札書を提出した後は開札の前後を問わず、引換え又は取消しをすることができない。
- (5) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認の上、その者の全ての入札書を無効とする。

- (6) 熊本市工事競争入札心得（平成2年告示第107号）第7条に準じるほか、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいて4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (7) 無効とした入札書は、返却しないものとする。
- (8) 入札書は、令和5年（2023年）3月16日（木）午後3時に開札する。開札時は本件入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
- (9) 資本若しくは人事面において関連のある者が同一の入札に2者以上応札したときは、その入札書は全て無効とする。資本若しくは人事面において関連のある場合とは、次のいずれかの関係に該当する場合をいう。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社。以下「子会社」という。）又は子会社の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社。以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社。以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の関係

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

1.1 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、本件入札事務に関係のない職員がくじを引くことにより落札者を決定する。
- (3) 最低制限価格は設定しない。
- (4) 本案件は、低入札価格制度の対象業務委託であり、低入札価格調査を行うときの基準となる価格（調査基準価格）を設けている。よって、調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があり、事情聴取に協力しなければならない。また、低入札価格調査の結果、落札と決定し契約を締結するものについては、契約保証の額は、業務委託料（年額）に10分の3を乗じて得た額以上とする（調査基準価格以上で落札と決定し契約を締結するものについては、契約保証の額は、業務委託料（年額）に10分の1を乗じて得た額以上とする。）。

1 2 入札結果の公表に関する事項

契約の相手方を決定した場合は、入札結果について熊本市上下水道局総務課での閲覧により公表を行うものとする。

1 3 その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

熊本市上下水道局契約事務取扱規程（平成24年上下水道局規程第8号。以下「契約規程」という）第2条において準用する熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号。以下「契約規則」という。）第5条第2項第4号に定めるところにより、免除する。

(3) 契約保証金

契約規程第2条において準用する契約規則第22条に定めるところにより、落札者は、業務委託料（年額）の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に熊本市上下水道事業管理者を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可）を提出したとき。

(4) 契約条項

契約書（案）を、熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページに掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(5) 申請書等に関する事項

ア 提出期限までに申請書等が到達しなかった場合は、入札参加者として認められないものとする。

イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(6) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間の期間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、熊本市上下水道事業管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(7) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(8) 申請書等の提出及び入札にあたっては、熊本市工事競争入札心得および運用基準に準じて実施するため、これらを熟読しておくこと。

(9) 本件入札に係る契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約であり、契約を締結した翌年度以降において、歳出予算の当該金額につい

て減額又は削除があった場合、当該契約の変更又は解除を行う。

(10) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること。（消せるボールペンは不可）

(11) 以上のほか、詳細は入札説明書による。

1 4 Summary

(1) Name of contract

Housekeeping the office building of Kumamoto City Waterworks and Sewerage Bureau,
(long-term contract)

(2) Date of the Bid

at 3:00 PM, on March 16th, 2023

(3) Bid Submission Deadline (Submitting by Post):

Must Arrive by 5:00 PM on March 15th, 2023,

Send to General Affairs Section, Kumamoto City Waterworks
and Sewerage Bureau

〒862-8620

6-2-45, Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City

(4) Language and currency used in procedure

Language: Japanese only

Currency: Japanese Yen only

(5) Department in charge:

General Affairs Section, Kumamoto City Waterworks and Sewerage
Bureau

〒862-8620

6-2-45, Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City

Tel.: 096-381-4063

Fax.: 096-384-4135